第二十四条の三の見出しを「（登録ファイル）」に改め、同条中「登録検査等事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければ」を「次に掲げる事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

２　総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録ファイルに記録されている事項のうち次に掲げるものをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

一　登録又はその更新の年月日及び登録番号

二　氏名又は名称及び住所

三　無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の二を第二十四条の三とする。

第二十四条の五第二項を削る。

第二十四条の十第二号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改める。

第二十四条の十一を次のように改める。

（登録の失効の記録）

第二十四条の十一　総務大臣は、第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと又は前条の規定により登録を取り消したことにより第二十四条の二第一項の登録がその効力を失つたときは、登録検査等事業者登録ファイルにその旨を記録しなければならない。

第二十四条の十二を削る。

第二十四条の十三第二項中「第二十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二項（第三号を除く。）」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の十一の」を「前条の」に、「第二十四条の四第三項、」を「第二十四条の四第二項（第三号を除く。）及び」に、「第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条」を「第二十四条の九まで（同条第二項を除く。）」に改め、「及び第四号」と、」の下に「同項第四号中」を加え、「第二十四条の三中」を「第二十四条の四第一項中」に、「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、」を「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中」に改め、「及び」と、」の下に「同項第二号中」を加え、「第二十四条の四第一項中「又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中」を「同条第二項中「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中」に、「第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第一項」を「第二十四条の七第一項」に、「同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」と、「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」を「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条中「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」とあるのは「第二十四条の九第一項」と、「前条」とあるのは「次条第三項」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」に改め、同条第三項第二号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改め、同条を第二十四条の十二とする。

第二十五条第一項中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に、「第十四条第二項各号」を「第十四条第一項各号」に、「第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された」を「第二十七条の二十三に規定する登録記録に記録されている」に、「第二十七条の二十五第二項に規定する」を「第二十七条の二十二各号に掲げる」に改める。

第二十七条の二第二号中「陸上」を「陸上等」に改める。

第二十七条の五第二項中「ときは、」の下に「当該包括免許に係る」を加え、「記載した免許状を交付する」を「記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該包括免許に係る包括免許人（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該包括免許の有効期間中、当該包括免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない」に改め、同項第二号中「（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十七条の七中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に改める。

第二十七条の十二第一項中「、陸上」を「、陸上等」に改め、同条第三項第二号中「以下」の下に「この条、第二十七条の十九及び第二十七条の二十において」を加える。

第二十七条の十四第八項中「含む」の下に「。第二十七条の二十の三第十項において同じ」を加える。

第二十七条の十五第三項から第五項までの規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。

第二十七条の十六の見出しを「（開設計画の認定の取消し等）」に改め、同条第一項から第六項までの規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第七項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、「の認定」の下に「、第二十七条の二十の三第七項の認定」を加え、同条第八項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。

第二十七条の十七の見出し中「合併等」を「承継」に改め、同条中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、「第二十七条の十七において準用する」を削る。

第二十七条の十八及び第二十七条の十九（見出しを含む。）中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。

第二章第一節に次の五条を加える。

（特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針）

第二十七条の二十の二　総務大臣は、第六条第八項第五号に掲げる無線局（同項の総務省令で定めるものを除く。）であつて同項の規定により公示する周波数を使用するもの（以下「特定高周波数無線局」という。）について、次条第七項の認定を受けることができる者を価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。）により決定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針（以下「価額競争実施指針」という。）を定めることができる。

２　価額競争実施指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局の範囲に関する事項

二　周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域（以下この号及び次条において「周波数の使用区域」という。）その他の当該周波数の使用に関する事項（次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ　その周波数の全部又は一部を当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは　当該周波数及び当該期限の満了の日

ロ　その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められていないとき　当該周波数及び当該周波数の使用の期限の満了の日

三　当該特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分（その者により既に開設されている無線局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。）ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項